

計画作成年度 (計画変更年度)	令和 4 年度 (令和 6 年度)
計画主体	日立市 令和 5 年度～令和 7 年度

日立市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 日立市 産業経済部 農林水産課
 所 在 地 茨城県日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号
 電 話 番 号 0294-22-3111
 F A X 番 号 0294-24-1713
 メールアドレス nourin3@city.hitachi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヒヨドリ、カラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ、カルガモ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	日立市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲	0.4 千円 (0.035a)
	イモ類	0.2 千円 (0.0025a)
ヒヨドリ	—	—
カラス	—	—
ハクビシン	果樹	3.7 千円 (0.0575a)
タヌキ	—	—
アライグマ	—	—
ニホンジカ	—	—
カルガモ	稲	2.6 千円 (0.225a)
その他（ウサギ）	野菜	14.3 千円 (0.12a)
合 計		21.2 千円 (0.44a)

(2) 被害の傾向

イノシシによる農林作物被害については、実施隊による捕獲活動の実施や耕作地への電気柵等の設置が進んだことなどにより減少しているものの、依然として対策が必要な状況は継続している。

ハクビシンについては、市街地における野菜や果樹園等の被害があり、住宅の屋根裏に侵入するなど生活環境被害も発生している。

タヌキ、アライグマについては、被害報告はないものの、目撃や捕獲情報が増えつつあり、農作物への被害が発生する恐れがある。

また、ニホンジカについては、当市及び周辺地域での目撃情報があることから、農作物や林産物への被害が懸念されている。

カルガモについては、田植え時期の水稻への被害がある。

ウサギについては、露地野菜への食害の傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	被害面積	0.0375 a	0.034 a
	被害金額	0.6 千円	0.5 千円
ヒヨドリ	被害面積	0 a	0 a
	被害金額	0 千円	0 千円
カラス	被害面積	0 a	0 a
	被害金額	0 千円	0 千円
ハクビシン	被害面積	0.0575 a	0.052 a
	被害金額	3.7 千円	3.4 千円
タヌキ	被害面積	0 a	0 a
	被害金額	0 千円	0 千円
アライグマ	被害面積	0 a	0 a
	被害金額	0 千円	0 千円
ニホンジカ	被害面積	0 a	0 a
	被害金額	0 千円	0 千円
カルガモ	被害面積	0.225 a	0.2 a
	被害金額	2.6 千円	2.3 千円
その他（ウサギ）	被害面積	0.12 a	0.11 a
	被害金額	14.3 千円	12.9 千円
合計	被害面積	0.44 a	0.396 a
	被害金額	21.2 千円	19.1 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊による銃及びわなでの一斉捕獲を実施している。 捕獲鳥獣は焼却処分している。	実施隊編成員の高齢化による捕獲率の低下。新たな実施隊員の確保と育成が急務。
防護柵の設置等に関する取組	個々の農家が防護柵等の防除を実施し、イノシシ、カラス、ヒヨドリの侵入を防いでいる。	防護柵設置が個別設置のため、未設置近接箇所に被害が生じる。 地域ぐるみの対策（共同取組）が必要。
生息環境管理その他の取組	市報や市ホームページを活用し、イノシシに遭遇した際の注意喚起等を周知している。 鳥獣被害対策として、施設整備事業補助金交付制度を実施している。	野菜残渣や放置果樹によるイノシシの好む環境を排除するなど指導する必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ・イノシシやハクビシンに加え、タヌキやアライグマの有害捕獲を実施する。
- ・イノシシ被害や出沒に関する情報に対し、迅速な現場確認と対策の指導を行う。
- ・農作物被害を未然に防止するため、各種補助制度を活用し、耕作者個人に対しては有害鳥獣の侵入防止対策（柵の設置）を、地域に対しては共同での有害鳥獣の侵入防止対策（柵の設置）及び緩衝帯設置の促進を図る。
- ・住宅地や市街地にイノシシが出沒しているため、市報などの広報媒体を活用し、「近づかない」「刺激しない」「餌をあげない」こと等を周知することで、市民の安全を確保する。
- ・実施隊員の高齢化が顕在化しているため、若返りを図り捕獲数の増加に努める。
- ・市街地へのイノシシの定着を未然に防ぐため、生息しにくい環境整備や野菜残渣及び放置果樹の防止を指導する。
- ・ニホンジカの定着を防止するための駆除を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会日立支部会員により編成された日立市鳥獣被害対策実施隊（隊長：猟友会日立支部長）に捕獲を依頼し、銃、くくりわな及び、箱わなによる捕獲を実施する。

また、実施隊を含めた関係機関により被害、出沒及び捕獲等の情報共有を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ カルガモ	捕獲機材（くくりわな等）の増強と併せてわな免許取得者の増加を図り、担い手の育成と確保に取り組む。

令和6年度	イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ カルガモ	捕獲機材(くくりわな等)の増強と併せてわな免許 取得者の増加を図り、担い手の育成と確保に取り組 む。
令和7年度	イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ カルガモ	捕獲機材(くくりわな等)の増強と併せてわな免許 取得者の増加を図り、担い手の育成と確保に取り組 む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方		
捕獲計画数は、直近の被害発生や捕獲実績を参考に設定する。 また、茨城県イノシシ管理計画に基づき適切な個体数調整を行う。 タヌキ及びアライグマについては、農地周辺での目撃数が増加していることから、捕獲計画の対象とし、駆除を実施する。 【被害状況(令和3年度)】		
鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲	0.4 千円 (0.035a)
	イモ類	0.2 千円 (0.0025a)
ヒヨドリ	—	—
カラス	—	—
ハクビシン	果樹	3.7 千円 (0.0575a)
タヌキ	—	—
アライグマ	—	—
ニホンジカ	—	—
カルガモ	稲	2.6 千円 (0.225a)
その他(ウサギ)	野菜	14.3 千円 (0.12a)
	合 計	21.2 千円 (0.44a)

【捕獲実績】

獣種	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	612 頭	580 頭	289 頭
ヒヨドリ	82 羽	104 羽	149 羽
カラス	13 羽	61 羽	58 羽
ハクビシン	—	67 頭	90 頭
タヌキ	—	—	114 頭
アライグマ	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
カルガモ	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	200 頭	250 頭	250 頭
ヒヨドリ	300 羽	300 羽	300 羽
カラス	70 羽	70 羽	70 羽
ハクビシン	100 頭	100 頭	100 頭
タヌキ	150 頭	150 頭	150 頭
アライグマ	30 頭	30 頭	30 頭
ニホンジカ	10 頭	10 頭	10 頭
カルガモ	20 羽	20 羽	20 羽

捕獲等の取組内容
・捕 獲 手 段：銃及びわな（くくりわな、箱わな） ・実施予定期間：通年（被害発生状況により実施） ・捕獲予定場所：市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施隊は、4月から11月の猟期外の期間にイノシシの有害捕獲を目的とした巻き狩りを実施しているが、市としては特にライフル銃の使用を制限していない。 ライフル銃は、ライフル銃以外の銃に比べ銃弾の直線性が優れ、命中精度が高いメリットがあることから、実施隊では、巻き狩りにおいて、射手の待ち伏せ位置からイノシシまでの距離が長い場所にライフル銃所持隊員を配置している。 また、ライフル銃、ライフル銃以外の銃のいずれであっても、銃器の使用方法を誤ると大きな事故につながることから、朝礼時の安全確認や、射手の位置は必ずバックストップのある場所を選定する等を徹底し、事故のないよう慎重に活動を行っている。 なお、巻き狩りは、本市の山間部（十王町高原地区、十王町黒坂地区、中里地区）において、事前に見切りを行い入山者等の有無を確認するなど、安全を最優先に行っている。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
日立市全域	イノシシ、ヒヨドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ、カルガモを含む鳥獣22種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ	金属網 2,000m 電気柵 1,000m	金属網 2,000m 電気柵 1,000m	金属網 2,000m 電気柵 1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ カルガモ	侵入防止柵について、設置後の適正な維持や管理を指導する。	侵入防止柵について、設置後の適正な維持や管理を指導する。	侵入防止柵について、設置後の適正な維持や管理を指導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

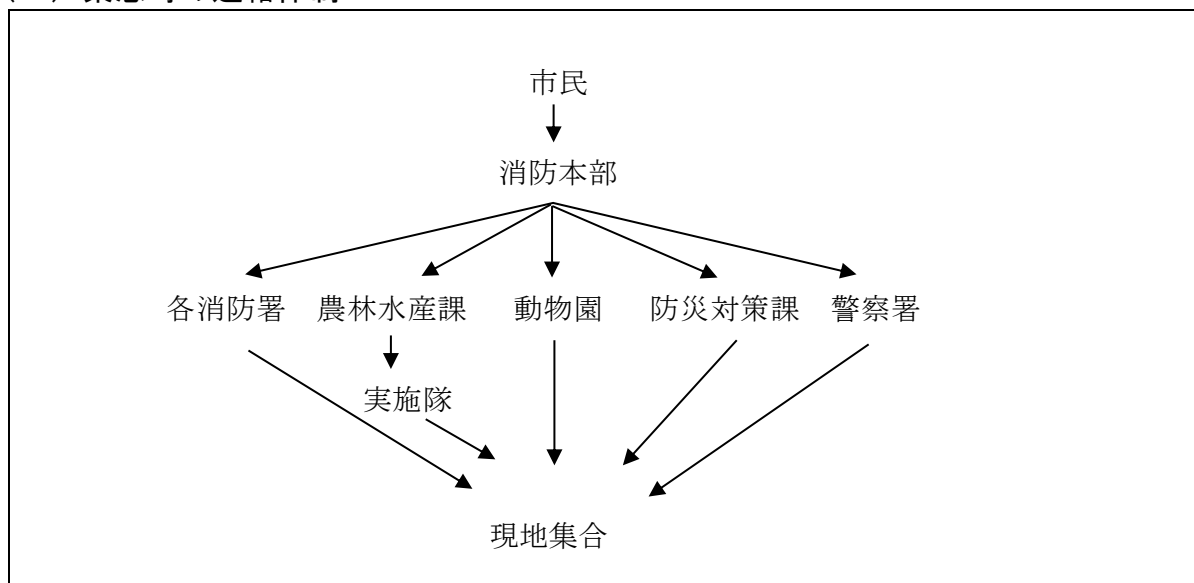
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～令和7年度	イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ カルガモ	環境整備や野菜残渣、放置果樹の除去や侵入防止柵の設置推進について市報等を通じて周知する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
消 防 本 部	緊急時：被害通報受付
各 消 防 署	緊急時：イノシシ等の出沒対応（追い払い等）
農 林 水 産 課	緊急時：イノシシ等の出沒対応（追い払い等） 実施隊への連絡 平常時：被害通報受付、実施隊への連絡
鳥獣被害対策実施隊	緊急時：イノシシ等の出沒対応（追い払い等） 平常時：イノシシ等の被害対応（わな設置等）
かみね動物園	緊急時：イノシシ等の出沒対応（追い払い等）
防 災 対 策 課	緊急時：イノシシ等の出沒対応（追い払い等）
日 立 警 察 署	緊急時：イノシシ等の出沒対応（追い払い等）

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

持ち帰り、焼却等の処理をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原発事故による放射能汚染の影響で、食用利用が困難である。
ペットフード	原発事故による放射能汚染の影響で、食用利用が困難である。
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日上市有害鳥獣対策連絡会議
構成機関の名称	役割
日上市産業経済部農林水産課	事業総括、鳥獣保護管理、防除技術指導、被害調査
鳥 獣 保 護 管 理 員	有害鳥獣に関する指導・助言
日立警察署生活安全課	事故防止指導
常陸農業協同組合 高萩営農経済センター	防除技術指導
日上市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲実施・情報提供
茨城県県北農林事務所企画調整部門	有害鳥獣に関する情報提供
茨城県県北県民センター 環境・保安課	鳥獣保護に関する助言
農 業 者 代 表	有害鳥獣に関する情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城県農林水産部農地局 農村計画課	鳥獣被害対策アドバイス
常陸太田市、高萩市	有害鳥獣の情報交換及び連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

隊員 22 名（令和 4 年 4 月 1 日時点）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村との被害防止対策の情報共有を図り、連携を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
